

会員規約(利用者支払型法人用)

第1章 総則

第1条 (法人会員とカード利用者)

- 株式会社七十七カード(以下「当社」という。)および株式会社ジェーシーピー(以下「JCB」という。)が運営するカード取引システム(以下「JCBカード取引システム」という。)に当社およびJCB(以下「両社」という。)所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた官公庁、法人、社団、財団もしくはその他の団体(以下総称して「法人等」という。)で両社が審査のうえ入会を承認した法人等を法人会員といたします。
- カード(第3条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)の利用者として法人会員によって指定され、かつ本規約を承認のうえJCBカード取引システムに申し込まれた個人の方で、両社が審査のうえ入会を承認した方をカード利用者といいます。
- 法人会員とカード利用者を併せて会員といたします。
- 会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。
- 会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カードの利用可能枠、利用範囲、利用方法等が異なります。

第2条 (連帯責任および管理責任者)

- カード利用者はカード利用(ショッピング利用(第22条に定めるものをいう。以下同じ。)、第5条の2第4項に定めるWEBサービス等および第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等を行うことが可能となった場合には、当該行為を含む。以下同じ。)に基づく一切の支払債務を負担するものとします。
- 法人会員は、当社に対して第9条に定める年会費に係る支払債務を負担するものとします。法人会員およびカード利用者は、当該カード利用者によるカード利用代金その他本規約において法人会員または当該カード利用者が負担するとされる一切の債務について連帯して当該債務を負担するものとし(民法第436条)、法人会員および当該カード利用者のいずれか一方に対する履行の請求は、請求を受けていない他の者に対しても、その効力を生じるものとします。
- 法人会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード利用者をして本規約を遵守させる義務を負うものとします。
- 会員またはカード利用に関する諸手続および会員と両社との間の通知、連絡または調整等を行う法人会員の役職員を管理責任者といいます。管理責任者は、法人会員から次項に定める権限を付与されるものとします。法人等または法人会員は、管理責任者を選任し、両社所定の方法により、管理責任者に関する両社所定の事項を両社に届け出るものとします。
- 管理責任者は、以下の(1)から(5)の権限(管理責任者が「JCB法人カードステーション」(第5条の2第4項に定めるものをいう。以下同じ。))を使用する方法によるものを含む。また、JCB法人カードステーション上でこれらの権限を行使する管理責任者の代理人を選任する権限を含む。)および当該権限を適切に行使する責務を負うものとし、法人会員およびカード利用者は管理責任者が当該権限を有することを予め認めるものとします。法人会員は管理責任者の行為について一切の責任を負うものとします。
 - カード利用者の追加にかかる入会申込手続(カード利用者のためにカードおよびカード情報を受領することを含む。)および会員の諸変更、会員と両社間の契約関係に関する諸手続または退会に関する手続を入会申込者または会員に代わって、両社所定の方法により行う権限
 - 当社またはJCBから法人会員に対する通知を受領する権限、法人会員から当社またはJCBに対する通知を発信する権限、ならびに法人会員、当社およびJCB間の連絡または調整等を行う権限
 - JCB法人カードステーションの利用申請を行う権限および当該サービスを利用する権限
 - 利用可能枠の増枠申請権限、本規約に付随する特約等に基づき発行される各種カードまたはカード情報等(それを利用してオンラインショッピング等を行うことができるものをいう。)の新規または追加の発行申請、それらの受領および利用に関する権限等のカード等利用に関する権限
 - カード利用に関する明細(第28条に定めるものをいう。)、会員の利用可能枠、または会員もしくは会員によるカード利用に関するその他の情報を閲覧・確認する権限
- 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。法人会員はこの申し出以前に、管理責任者が前項に定める権限を失ったことを、両社に対して主張することはできません。
- 本規約において特に定める場合を除き、第2項に基づき法人会員および各カード利用者が連帯して負担する債務については、民法の連帯債務に関する規定が適用されるものとします。

第3条 (カードの貸与およびカードの管理)

- 当社は、カード利用者に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」という。)を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という。)を含みます。また、カード利用者は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄(サインパネル)がある場合は、直ちに自己の署名を行わなければなりません。
- カードの券面またはカード利用者本人のみが閲覧できる画面等には、以下の情報の全部または一部が表示されています。
 - カード利用者の氏名
 - カード番号およびカードの有効期限(以下併せて「カード番号等」という。)
 - セキュリティコード(カード裏面に印字される場合には、署名欄(サインパネル)に印字される7桁の数値のうち下3桁または「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。)非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部または一部によりショッピング利用をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、カード利用者は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。
- カードの所有権は当社にあります。カード利用者は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードおよびカード情報は、カード利用者本人以外には使用できないものです。カード利用者は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは、担保提供すること、またはカード情報を預託しもしくは使用させることを一切してはなりません。

第4条 (カードの再発行)

- 両社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、変更等の理由により会員が希望し、両社が審査のうえ承認した場合、カードを再発行します。この場合、カード利用者は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。
- 両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとし、会員は予めこれを承認します。

第5条 (カードの機能)

- カード利用者は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3章(ショッピング利用)に定める機能を利用することができます。
- ショッピング利用は、会員が加盟店(第22条に定めるものをいう。以下同じ。)から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当社は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。

第5条の2 (WEBサービス等)

- 両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サー

ビス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である「J/Secure(TM)」(以下、併せて「MyJCB等」という。)を用いたサービスが含まれ、原則として全てのカード使用者は、MyJCB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できない環境にないカード使用者は、MyJCB等を利用する必要はありません。

- MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。
- カード使用者が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含む。）、カード使用者はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。
- 会員は、両社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス（「JCB法人カードステーション」「JCB法人カードWEBサービス」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB等とその他のWEBサービスを併せて「WEBサービス等」という。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、法人会員とカード使用者ではWEBサービス等の利用内容が異なります。法人会員は「JCB法人カードステーション」に、入会時または入会后遅滞なく、当社が別途定める規定に同意のうえ、登録するための両社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。
- カード使用者は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それらを届け出るものとし、両社、JCBまたは当社から送信されるEメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。
- カード使用者は、両社に届け出たEメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。
- カード使用者が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。

第6条（付帯サービス等）

- カード使用者は、第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当社、JCBまたは当社もしくはJCBが提携する第三者（以下「サービス提供会社」という。）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という。）を利用することができます。カード使用者が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
- 付帯サービスはカードの種類によって異なります。カード使用者は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、付帯サービスを利用できない場合があることを予め承認します。
- カード使用者は、付帯サービスを利用するために、カード使用者がカード（第3条に定めるものをいい、当該カードの種類やカード番号等を確認できないETCカード等またはモバイル端末等は含まない。）をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、カード使用者は、付帯サービスを利用する場合、当社、JCBまたはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。
- カード使用者は、当社、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCBまたはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。

第7条（カードの有効期限）

- カードの有効期限は両社が指定するものとし、カードの券面またはカード使用者本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月の末日までとします。
- 両社は、カードの有効期限までに退会の申し出のないカード使用者で、両社が審査のうえ引き続きカード使用者と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。

第8条（暗証番号）

- カード使用者は、カードの暗証番号（4桁の数字）を両社に登録するものとします。ただし、カード使用者からの申し出のない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。
- カード使用者は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避けるものとします。推測されやすい番号等を使用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。カード使用者は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その使用はすべて当該カードを貸与されているカード使用者本人による使用とみなし、その利用代金はすべてカード使用者の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、カード使用者に故意または過失がないと両社が認めた場合には、この限りではありません。
- カード使用者は、当社所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、ICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります（両社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。）。

第9条（年会費）

法人会員は、当社に対し別に定める期日に所定の年会費を、予め法人会員が届け出た金融機関の預金口座等（以下「法人口座」という。）から口座振替の方法によりまたは当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、すでにお支払い済みの年会費は、退会または会員資格を喪失した場合でもお返ししません。

第10条（届出事項の変更）

- 法人会員は、両社に届け出た法人名、法人代表者、管理責任者、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号、法人口座およびカードの利用目的、Eメールアドレス等（以下「法人会員届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、カード使用者は、両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、カードの利用目的、お支払い口座（第27条に定めるものをいう。）、暗証番号、国籍、在留情報（カード使用者が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）、Eメールアドレス等（以下「カード使用者届出事項」といい、法人会員届出事項と併せて「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。なお、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。
- 前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、適法かつ適正な方法により取得した会員情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、両社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。
- 第1項の届け出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第11条（取引時確認等）

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が当社所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と当社が判断した場合は、当社は入会を断ること、カード利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。
- 両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。

第11条の2（反社会的勢力の排除）

1. 法人会員および法人会員として入会を申し込まれた法人等（以下併せて「法人会員等」という。）ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方（以下併せて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。）は、会員等、法人会員等の役員・顧問・従業員または法人会員等を実質的に支配しもしくは法人会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
2. 当社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカード利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カード利用を一時停止した場合には、会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、当社は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第32条第1項(6)に基づき会員の期限の利益を喪失させ、第33条第3項(6)、(7)の規定に基づき会員資格を喪失させます。
3. 前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。
4. 第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - (1) 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

第11条の3（マネー・ローンダリング等の禁止）

会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力（テロリストを含む。）に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。）を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。

第12条（業務委託）

会員は、当社が代金決済事務その他の事務等をJCBに業務委託することを予め承認するものとします。

第2章 会員情報の取り扱い

第13条（会員情報の収集、保有、利用、預託）

1. 会員等は、両社が会員等の会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1) 本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当社もしくはJCBまたは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の会員情報を収集、利用すること。
 - ① 法人名、法人代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号、Eメールアドレス等、法人会員等が入会申込時および第10条等に基づき入会後に届け出た事項。
 - ② 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、Eメールアドレス、勤務先、カードの利用目的等、カード使用者等が入会申込時および第10条等に基づき入会後に届け出た事項。
 - ③ 入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
 - ④ カード使用者のカードの利用内容、会員の支払い状況、会員からのお問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。
 - ⑤ 法人会員等が入会申込時および入会後に届け出た年商・損益等、当社またはJCBが収集したカード使用者等のクレジット利用・支払履歴。
 - ⑥ 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項。
 - ⑦ 当社またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。)
 - ⑧ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
 - ⑨ インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。)
 - ⑩ インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。)
 - (2) 以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当社またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。
 - ① カードの機能、付帯サービス等の提供。
 - ② 当社もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業その他の当社もしくはJCBまたは両社の事業（当社またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査およびカード使用者等の家族または親族との取引上の判断を含む。）。)
 - ③ 両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
 - ④ 両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当社、JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
 - ⑤ 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
- (3) 本契約に基づく当社またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の会員情報を当該業務委託先に預託すること。
- (4) 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑨⑩の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑨⑩の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者へ提供し、当該事業者から

当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。

2. 会員等は当社、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理目的のため、第1項(1)①②③④⑤の会員情報(第14条により個人信用情報機関からのみ取得された会員情報を除く。)を共同利用することに同意します(JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
3. 会員等は、当社またはJCBが会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します(共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
4. カード使用者は、法人会員がカード使用者管理業務、経費処理業務、第27条第2項に定める債務弁済業務および本規約に基づく業務ならびにこれに付随するその他の業務を円滑に行うために、各業務の遂行に必要な範囲で、カード使用者に係る以下の各号の情報を当社またはJCBが法人会員に通知することに同意します。
 - ① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、カードの利用目的、Eメールアドレス等、カード使用者が入会申込時および第10条等に基づき入会後に届け出た事項。
 - ② 入会申込日、入会承認日、有効期限等、カード使用者と両社の契約内容に関する事項。
 - ③ カード使用者によるカードの利用内容(第28条に定める明細に記載される内容を含む。)、支払い状況。

第14条(個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等)

1. カード使用者等は、当社が利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟事業者」という。)に対する当該情報の提供を業とするものをいう。以下同じ。)が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等について以下のことに同意します。
 - (1) カード使用者等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等)を、当社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。)に提供し、カード使用者等に関する信用情報(④①に定める情報をいう。以下同じ。)をこれらの個人信用情報機関に照会すること。
 - (2) (1)の照会により、これらの個人信用情報機関にカード使用者等およびカード使用者等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、カード使用者等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。
 - (3) 当社がカード使用者等の本契約に関する信用情報である個人情報(本規約末尾の「登録情報および登録期間」表(以下「登録情報・期間表」という。)に列挙する情報等をいう。)を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。
 - (4) 加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。
 - ① 加盟個人信用情報機関は下記の信用情報(登録情報・期間表に列挙される情報を含む。)を保有します。
 - ア.(3)により、当社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報
 - イ. 加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報
 - ウ. 加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報
 - ② 加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。
 - ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理
 - イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
 - ウ. ③に基づく信用情報の提供
 - ③ 加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断(顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。)のために利用します。
 - (5) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。
2. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします。なお、当社が新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第15条(会員情報の開示、訂正、削除)

1. 会員等は、当社、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
 - (1) 当社に対する開示請求：本規約末尾に記載の当社相談窓口へ
 - (2) JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
 - (3) 加盟個人信用情報機関に対する開示請求：本規約末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へ
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第16条(会員情報の取り扱いに関する不同意)

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

第17条(契約不成立時および退会後の会員情報の利用)

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかにかわらず、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。)および第14条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 第33条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。)ならびに開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間会員情報を保有し、利用します。

第3章 ショッピング利用

第18条 (標準期間)

本規約において標準期間とは、前月16日から当月15日までをいいます。

第19条 (利用可能枠)

- 1.当社は、カードごとに、次の利用可能枠を審査のうえ決定します。
 - ・ショッピング1回払い利用可能枠
- 2.当社は、カード使用者のカード利用状況および会員の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しません。
- 3.当社は、法人会員からの申し出に基づき、審査のうえ、カード使用者のカード利用状況、会員の信用状況および法人会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当社が設定した増額期間が経過することにより、当社からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当社は法人会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否かを審査します。

第20条 (利用可能な金額)

- 1.カード使用者は、以下の金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。なお、本項および次項の定めは、ショッピング利用のすべてに適用されます。
 - ・カード使用者の利用可能枠から利用残高を差し引いた金額。
- 2.前項の利用残高とは、カード使用者のカード利用に基づき当社に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、遅延損害金は除く。）で、カード使用者が未だ当社に対して支払いを済ませていない金額をいいます。
- 3.カード使用者は、利用可能枠を超えるカード利用についても当然に支払義務を負うものとします。

第21条 (利率の計算方法等)

- 1.遅延損害金の利率の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1年を365日（うるう年は366日）とする日割方式とします。
- 2.当社は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約に基づくカード利用に係る遅延損害金の利率を変更することがあります。

第22条 (ショッピングの利用)

- 1.カード使用者は、JCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の認める国内および国外のJCBカードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）において、本条第2項から第5項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、カード使用者と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」という。）。カード使用者が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。
- 2.カード使用者は、加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、JCBが認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うことができ、またはその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。
- 3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示および暗証番号の入力を省略することができます。
- 4.両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）を行い、残額（暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。
- 5.通信料金等両社所定の継続的役務については、カード使用者がカード番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。カード使用者は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社またはJCBがカード使用者に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員は、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について第33条第1項なお書き、第33条第3項および第2条第2項に従い、支払義務を負うものとします。
- 6.カード使用者のショッピング利用に際して、加盟店が当該利用につき当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得るものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。
- 7.ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。
 - (1)当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じてカード使用者本人の利用であることを確認する場合があります。
 - (2)当社、JCBまたはJCBの提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社またはJCBにおいてカード使用者のカード番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報とカード使用者が両社に届け出ている会員情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
 - (3)カードの第三者による不正利用の可能性がある当社が判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留または断る場合があります。
 - (4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める本人認証手続きを求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります。
- 8.当社は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。会員は、加盟店から購入した商品・権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとし、会員の当社に対する債務の支払拒否の理由にはならないものとします。
- 9.会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング1回払い利用可能枠（第19条第1項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。
 - (1)商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式

- (2)商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式
- (3)現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式
- 10.貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、電子マネー、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン、射幸性のある商品等、その他当社所定の一部の商品・権利の購入および役務の提供については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員の信用状況または会員のカード利用状況その他の事情により、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。

第23条（立替払いの委託）

- 1.会員は、第22条第1項の定めのとおり、カード使用者が加盟店においてカードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。
- (1)当社が加盟店に対して立替払いすること。
- (2)JCBが加盟店に対して立替払いしたうえで、当社がJCBに対して立替払いすること。
- (3)JCBの提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。
- (4)JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当社がJCBに対して立替払いすること。
- 2.商品の所有権は、当社が加盟店、JCBまたはJCBの提携会社に対して支払いをしたときに当社に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当社に留保されることを、会員は承認するものとします。

第24条（ショッピング利用代金の支払区分）

ショッピング利用代金の支払区分は、すべてショッピング1回払いとなります。

第25条（ショッピング利用代金の支払い）

カード使用者は、標準期間におけるショッピング利用代金につき第23条に定める当社、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の立替払いの有無にかかわらず、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に支払うものとします。

第26条（欠番）

第4章 お支払い方法その他

第27条（約定支払日とお支払い方法）

- 1.毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、カード使用者は、ショッピング利用代金（以下「約定支払額」という。）を、予めカード使用者が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則としてカード使用者名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日等にお支払いいただくことや、カード使用者の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則カード使用者の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合または事務上の都合がある場合にはお支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降の日に、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、カード使用者が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、カード使用者が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日にカード使用者に当該差額を返金するなどの方法により精算することをカード使用者は承諾するものとします。なお、当社はカード使用者が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社がカード使用者に返金すべき金額を差し引くことができます。
- 2.カード使用者が前項に基づく約定支払額の支払いを怠った場合または第32条の規定により期限の利益を喪失した場合には、法人会員は当社に対し、当社所定の手続きに従い、当社が指定する日までに、本規約に基づきカード使用者が当社に対して負担する一切の債務を支払うものとします。
- 3.カード使用者が国外でカードを利用した場合等のカード使用者の外貨建債務については、JCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等の支払処理を行った時点（カード使用者がカードを利用した日とは原則として異なります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法によって円換算した円貨により、カード使用者は当社に対し支払うものとします。
- 4.カード使用者が国外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等を支払った後に、カード使用者と加盟店間のカード利用に係る契約が解除された場合等、当社が会員へ返金を行う場合は、原則として、前項に基づきJCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等の支払処理を行った時点のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、当社が係る時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCBの関係会社が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った時点（カード使用者が加盟店との間で当該解除等に係る手続きを行った日とは異なる場合があります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法による場合があります。
- 5.カード使用者が国外で付加価値税（VAT）返金制度を利用した場合において、当社が会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税（VAT）返金制度取扱免税会社との間で当該返金に係る手続きを行った時点（カード使用者が付加価値税（VAT）返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、カード使用者が本条第7項に基づき円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当社が本項に基づき会員へ返金を行う金額は、外貨建の返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店がカード使用者に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。
- 6.第3項から第5項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準に当社が指定した料率（当社が別途公表します。）を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえで、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。
- 7.カード使用者が国外でカードを利用した場合であっても、カード使用者が加盟店において、外貨建のショッピング利用代金額のほかに、または外貨建のショッピング利用代金額に代えて、円貨建のショッピング利用代金額の提示を受けて、カード使用者が円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合には、カード使用者が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がショッピング利用代金額となります。この場合、本条第3項、第4項および第6項の適用はありません。なお、加盟店がカード使用者に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、JCBが定める換算レートとは異なります。（ただし、第5項に基づく返金時のみ、第6項は適用されません。）
- 8.会員が本規約に基づきATMを利用する方法または当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法によりカードの利用代金を支払う場合、会員が利用する金融機関のサービスの種類や内容にかかわらず、当社による受領が翌営業日となる場合があります。

第28条（明細）

- 1.当社は、「MyJチェック」の登録を行ったカード使用者に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当社は、明細の内容が確定した後速やかに、

明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）をカード使用者が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。当社は、法人会員が「JCB法人カードステーション」または「JCB法人カードWEBサービス」に登録している場合は、電磁的記録の方法により、法人会員に対して、カード使用者のカード利用内容等に関する明細確定通知の送信および明細の情報の提供を行います。また、当社は法人会員による「JCB法人カードステーション」または「JCB法人カードWEBサービス」の登録の有無にかかわらず、必要に応じて、法人会員に対して、当社所定の方法により明細を交付する場合があります。

- 2.当社は、カード使用者が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を書面化したものをいう。以下同じ。）をカード使用者の届出住所宛に送付します。また、当社はカード使用者が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書をカード使用者の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当社がカード使用者に明細書を送付した場合、明細書の送付を受けたカード使用者は当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当社が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に（もっとも、当社所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとし、ただし、当社が公表する事由に該当する場合には、カード使用者は明細手数料の支払義務を負わないものとし、なお、当社はカード使用者が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。
- 3.当社が会員に対して第1項に基づき明細確定通知を送信したとき、または前項に基づき明細を送付したときは、会員は速やかに明細の内容が、カード使用者のカード利用の内容と整合していないものがないか、またカード使用者以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとし、
- 4.当社は会員または会員であった者（以下、本項において「再発行希望者」という。）が明細書の再発行（当社が過去に第1項に基づき明細を通知し、または第2項等に基づき明細書を送付したのものについて、同一の明細にかかる明細書を再度発行することをいう。）を希望し、当社がこれを認める場合には、当社所定の方法により、再発行希望者に対して明細書を送付します。当社が再発行希望者に再発行した明細書を送付する場合、再発行希望者は当社に対し、明細書の再発行および送付に係る手数料として当社が定める額を当社が定める時期までに支払うものとし、この場合、第2項ただし書は準用されません。また、本項の規定は会員が退会し、または会員資格を喪失した後も有効とします。

第29条（遅延損害金）

会員がカード使用者のカード利用に基づき当社に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、遅延損害金は除く。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、遅延損害金は除く。）に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとし、

・ショッピング1回払い

年14.60%

第30条（支払金等の充当順序）

会員の当社に対する債務の支払額が本規約およびその他の諸契約に基づき当社に対して負担する債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、当社所定の順序により当社が行うものとし、

第31条（当社の債権譲渡）

当社は、当社が必要と認めた場合、当社が会員に対して有するカード利用に係る債権を信託銀行等の第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。

第32条（期限の利益の喪失）

会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)または(4)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(6)または(7)においては当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとし、

(1)会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。

(2)会員が自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。

(3)会員が差押、仮差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき。

(4)会員が破産、民事再生、特別清算または会社更生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。

(5)(1)、(2)、(3)、(4)のほか会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあると当社が判断したとき。

(6)会員が本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき（第11条の2第1項に違反する場合を含むが、それに限らない。）。

(7)第33条第3項(1)、(2)、(3)、(10)または(11)のいずれかの事由に基づき会員が会員資格を喪失したとき。

第32条の2（取引の制限等）

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用を含むが、それに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する（一部の加盟店においてのみカード利用できない場合を含む。）場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

(1)カード使用者が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合

(2)前号のほか、会員のカードの利用状況および会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと当社が判断した場合

(3)会員が第11条の3に違反しているか、または違反しているおそれがあると当社が判断した場合

(4)会員が第10条第1項第3文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合

(5)カード使用者が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合

(6)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合

(7)第22条第10項に該当した場合

第33条（退会および会員資格の喪失等）

- 1.会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、また、法人会員が退会する場合、当然にカード使用者も退会となります。
- 2.会員は、当社が第3条、第4条または第7条に基づき送付したカードについて、カード使用者が相当期間内に受領しない場合には、カード使用者が退会の申し出を行ったものとして両社が取り扱うことに同意します。
- 3.会員（(4)、(5)、(9)または(12)のときは、それに該当するカード使用者をいい、カード使用者が(1)、(2)、(3)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)、(5)、(12)においては当然に、(2)、(3)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を

喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、会員は本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

(1) 会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(2) 会員が本規約に違反したとき。

(3) 会員の信用状態に重大な変化が生じたときもしくは生じるおそれがあると当社が判断したとき、または換金目的によるショッピング利用等カード使用者によるカードの利用状況が適当でないと当社が判断したとき。

(4) 両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。

(5) 法人会員からカード使用者のカード利用を中止させる旨の申し出があったとき。

(6) 会員、法人会員の役職員等（法人会員の役員、顧問、もしくは従業員または法人会員を実質的に支配もしくは法人会員の経営に影響力を行使できる者をいう。以下同じ。）が反社会的勢力に該当することが判明したとき。

(7) 会員または法人会員の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。

(8) 会員または法人会員の役職員等が自らまたは第三者を利用して、当社、JCBまたは両社の委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑥のいずれかの行為をしたとき。

① 暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求

② 長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求

③ 上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為

④ 法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求

⑤ 上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為

(9) カード使用者が死亡したことを当社が知ったとき、または管理責任者もしくはカード使用者の親族等からカード使用者が死亡した旨の連絡が当社にあったとき。

(10) 会員が第11条の3に違反したと当社が合理的に判断したとき、または会員が第10条第1項第3文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。

(11) 会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。

(12) カード使用者が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日から、当社所定の期間が経過したとき。

4. 当社は、すべてのカード使用者が退会、または会員資格を喪失した場合に、法人会員の会員資格を喪失させることができるものとします。

5. 第3項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。

6. 第3項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、カード使用者は直ちにカードを返還するものとします。

第3 4条（カードの紛失、盗難による責任の区分）

1. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。）、それらのカード利用代金はカード使用者の負担とします。

2. 前項にかかわらず、カード使用者が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合（紛失または盗難による場合をいう。）、会員がカードの紛失または盗難の事実をまたはおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により両社所定の紛失・盗難届を当社またはJCBに提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカードについて、当社またはJCBが通知を受けた日の60日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。

3. 会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員または法人会員の役職員等と面識のある者である場合（ただし、本条に基づきカード使用者がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。

4. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、カード使用者は第1項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。

(1) カード使用者が第3条に違反したとき。

(2) 法人会員の役職員等、カード使用者の家族もしくは親族（同居の有無を問わない。）、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者（以下「会員関係者」という。）がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。

(3) 会員（法人会員にあっては、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき。

(4) 会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。

(5) 第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。

(6) 会員が第3項に違反したとき。

(7) カードまたはカード番号等の使用の際登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報（各種のパスワード等をいう。以下同じ。）が使用されたとき（ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。)

(8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき。

(9) その他本規約に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき。

第3 4条の2（カード番号等の不正利用）

1. カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）、それらのカード利用代金はカード使用者の負担とします。

2. 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当社またはJCBの請求により両社所定の紛失・盗難等届を当社ま

たはJCBに提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。

3. 他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、明細についての次の(1)、(2)のうちいずれか早い方の日（なお、日にちを特定するにあたっては、第10条（届出事項の変更）第3項が適用されるものとする。）から60日以内に、会員が前項に基づき当社またはJCBに対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。
 - (1) 当社が明細確定通知をカード使用者が登録したEメールアドレス宛に送信した日
 - (2) 当社がカード使用者に対して明細を送付した場合にあっては、当該明細がカード使用者の届出住所に到達した日
4. 会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員または法人会員の役職員等と面識のある者である場合（ただし、本条に基づきカード使用者がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
5. 第2項および第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、カード使用者は第1項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。
 - (1) 会員が第3条に違反したとき。
 - (2) 会員関係者がカード番号等を使用した場合。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
 - (3) 会員（法人会員にあっては、その理事、取締役または法人等の業務を執行するその他の機関）が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重大失によって紛失・盗難等が生じたとき。
 - (4) 会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。
 - (5) 第2項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
 - (6) 会員が第4項に違反したとき。
 - (7) カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき（ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。
 - (8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。
 - (9) その他本規約に違反している状況において紛失・盗難等が生じたとき。
6. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。
7. 当社は、前条および本条に定めるカード利用代金のカード使用者による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当社が当該変更を行う場合には、原則として3ヵ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。

第35条（偽造カードが使用された場合の責任の区分）

1. 偽造カード（第3条第1項に基づき両社が発行し当社がカード使用者本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。）の使用に係るカード利用代金については、カード使用者の負担となりません。
2. 第1項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、会員の負担とします。

第36条（費用の負担）

会員は、金融機関等にて振込により債務を支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

第37条（合意管轄裁判所）

会員は、会員と当社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず法人会員の所在地またはカード使用者の住所地、当社もしくはJCBの本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第38条（準拠法）

会員と両社との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第39条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

第40条（会員規約およびその改定）

本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めつつ、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

附則

第5条の2第1項に基づき、カード使用者が2025年2月28日までに、自ら「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該カード使用者につき、順次MyJCB等の登録を行います。

2026年3月31日現在

※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。

(KKN01・00007・20260331)

コンビニエンス払込票発行等手数料に関する特約（使用者支払型法人用）

本特約は、カード使用者が、JCB会員規約（使用者支払型法人用）（以下「会員規約」といいます。）の定めにかかわらず、当社が発行したコンビニエンス払込票（以下「払込票」といいます。）を使用してカード利用代金を当社に支払う場合の、払込票発行および送付に係る手数料について、会員規約の内容を改定したため、これを特約として定めたものです。なお、本特約において特に定めのない用語につい

ては、会員規約におけるものと同様の意味を有します。また、カード発行会社が株式会社ジェーシーピーの場合、「当社」を「JCB」と読み替えるものとします。

第1条 (本特約の適用範囲およびその効力)

1. 本特約は、会員規約に定めるすべての法人会員およびカード使用者に適用されるものとします。
2. 本特約の内容が、会員規約または会員規約に付帯する他の会員規定・特約等と抵触する場合には、本特約がこれらに優先し適用されるものとします。

第2条 (お支払い方法)

1. カード使用者は、会員規約（約定支払日とお支払い方法）第1項本文に基づき、両社に対して、有効なお支払い口座を届け出るものとします。
2. カード使用者は、当社に届け出たお支払い口座に変更がある場合には、変更後の新たなお支払い口座によりカード利用代金の口座振替を行うことに支障のないよう、会員規約（届出事項の変更）第1項に基づき、遅滞なく両社に届け出るものとします。
3. カード使用者が第1項または第2項の義務を遅延した場合、当社が他の方法を指定しない限り、カード使用者は、口座振替が可能となるまでの間、会員規約（約定支払日とお支払い方法）第1項第2文に基づき、コンビニエンスストア等の収納代行業者による収納代行の方法により、カード利用代金を当社に支払うものとし、当社はカード使用者に対して、カード使用者の同意を要することなく、当該収納代行のための払込票を発行して送付します。

第3条 (払込票発行等手数料の支払義務)

当社が前条第3項に基づきカード使用者に対して払込票を発行・送付した場合、カード使用者は、収納代行業者に対してカード使用者が直接支払う手数料とは別に、当社に対して、払込票の発行および送付に係る手数料（以下「払込票発行等手数料」といいます。）として当社が定める額を支払うものとします。法人会員は、カード使用者の当該債務につき、会員規約（連帯責任および管理責任者）第2項に基づき、カード使用者と連帯して当該債務を負担するものとします。

第4条 (払込票発行等手数料の支払時期および支払方法)

カード使用者は、前条に基づき当社から払込票の発行・送付を受けた場合、その翌月の約定支払日に、払込票発行等手数料を、カード利用代金の支払いと同様の方法により、当社に支払うものとします。

第5条 (払込票発行等手数料の支払義務を負わない場合)

第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、カード使用者は、払込票発行等手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は、当月の払込票発行等手数料の支払義務を負わないものとするか否かは、当月の明細確定通知までに確定させるものとします。

- (1) 前条に定める払込票発行等手数料の支払いに対応する約定支払日がカード入会年月日から90日経過していない場合
- (2) 前号のほか、当社が払込票発行等手数料の支払義務を負わないものとして別途認める場合

第6条 (払込票発行等手数料の変更)

1. 当社は、経済・社会的環境の変化または営業上の理由により、払込票発行等手数料の金額を変更することができるものとします。この場合、当社は、当該変更を行う3ヵ月前までに、次項および第3項で定める方法により、法人会員およびカード使用者に対して周知するものとします。
2. 法人会員に対する周知は、Eメールまたは書面による通知により行います。
3. カード使用者に対する周知の方法は、以下のとおりとします。
 - (1) カード使用者が当社にEメールアドレスを届け出ている場合には、当社はEメールによる通知を行います。
 - (2) 手数料の変更を行う前の3ヵ月間に、当社がカード使用者に対して、第2条第3項に基づき払込票を発行する場合には、当該払込票送付の際にお知らせします。
 - (3) 上記(1)(2)のいずれにも該当しない場合、当社はWEBサイトに公表する方法をもって、カード使用者に周知するものとします。カード使用者は、手数料の変更に関する個別の通知を希望する場合には、当社に対して、Eメールアドレスを届け出るものとし、上記(1)(2)のいずれにも該当しない結果、手数料変更に関する個別の通知を受けられなかったことをもって、当社に対して、異議を述べないものとします。

第7条 (本特約の変更)

本特約の変更については、会員規約の改定に関する条項の適用を受けるものとします。

(CON04・20220120)

〈ご相談窓口〉

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジェーシーピー JCBインフォメーションセンター
東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700
福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関するお問い合わせおよびご相談については下記にご連絡ください。なお、当社では会員情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（総務部長）を設置しております。

(GSH00999・20090301)

株式会社七十七カード
お客様相談室
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡2-4-22（仙台東口ビル）
022(298)1877

(00007・20230601)

株式会社ジェーシーピー
お客様相談室
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア
0120-668-500

(00000・20260331)

<共同利用会社>

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

○株式会社JCBトラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル

利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート

利用目的：保険サービス等の提供

(KRG00777・20250228)

<加盟個人信用情報機関>

本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

●株式会社シー・アイ・シー（CIC）（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

電話番号 0570-666-414 <https://www.cic.co.jp/>

※個人信用情報機関の加盟資格、加盟事業者企業名、登録される情報項目等の詳細は上記のホームページをご覧ください。

登録情報および登録期間

	CIC
①本人を特定するための情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等)	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間
②本契約の申し込みに係る事実(加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等)	当該照会日より6ヵ月間
③本契約に係る事実(入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等)	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内
④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤となります。

※上表の他、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

<提携個人信用情報機関>

本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター

電話番号 03-3214-5020

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

●株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

電話番号 0570-055-955

<https://www.jicc.co.jp/>

※全国銀行個人信用情報センター・JICCの加盟資格、加盟事業者企業名等の詳細は、上記の全国銀行個人信用情報センター・JICC開設のホームページをご覧ください。

●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター

(KSK77H・20260331)

以下の規定については、J-POINTの対象となる方に適用されます。

・J-POINTプログラム利用規定

<https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/>



(JPB777・20260112)